

# 福島県立特別支援学校における 医療的ケアの実施について



平成30年9月6日（木）  
福島県教育庁特別支援教育課

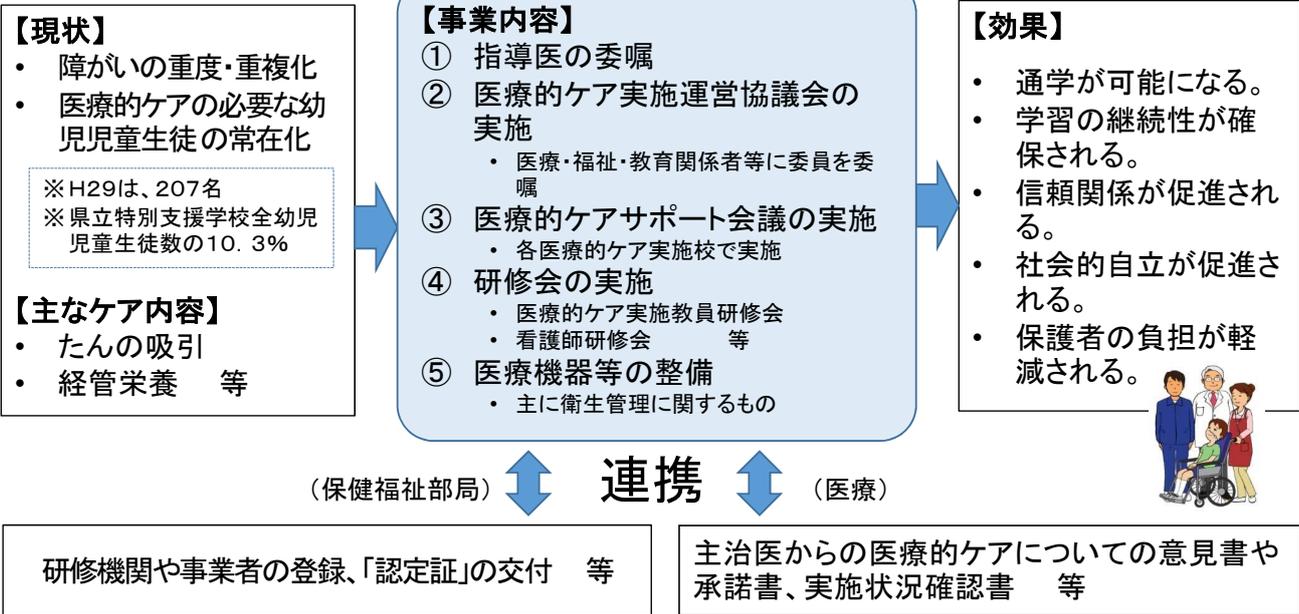
## 特別支援学校における医療的ケア実施事業(H30)

特別支援教育課

### 1 趣旨

特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒の障がいの重度・重複化に伴い、吸引等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が常在しているため、これらの幼児児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、また、保護者の負担を軽減するため、「医療的ケア」を実施する。

### 2 事業について



# 看護師の配置状況

(H30. 5. 1現在)

- ・医療的ケア実施校 県立特別支援学校 13校／23校
- ・医療的ケア実施校で医療的ケアを申請して受けている児童生徒 97名／219名

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
常勤看護師	5	5	5	6	6	7
非常勤看護師	18	19	19	19	20	20

## 看護師配置の内訳

- ・聴覚障がい 2校 2名
- ・肢体不自由 2校 13名(5名)
- ・病弱 2校 2名
- ・知的障がい 7校 10名(2名)

※( )は常勤看護師の人数

3

# 喀痰吸引等(特定の者対象)研修の業務に関する規定

## 1. 喀痰吸引等の内容

- 喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

## 2. 喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準

- (1)医療関係者との連携に関する基準
- (2)安全適正に関する基準

## 3. 研修機関の登録基準

- 医師・看護師等が講師として研修を行うこと
- 第3研修(1)の喀痰吸引等の内容のうち、特定の者に対する必要な行為について実地研修を行う
- 十分な講師数、研修に必要な器具等の確保
- 研修終了者の指名等を記載した帳簿の作成・保管、都道府県知事への定期的な報告等

・県教育委員会が、登録研修機関となり、研修と評価を行い、修了証明書を交付する。

平成30年度、3校の特別支援学校が「登録特定行為事業者」登録



施行日：平成24年4月1日

4

# 教員が医療的ケアを実施できるようになるための流れ

## 新規の場合 (特定の者になるために)

(4月～5月)  
1 基本研修カリキュラム  
講義(8時間) 演習(1時間)  
※ 修了段階で筆記試験

(5月～6月)  
2 実地研修  
担当する幼児児童生徒が必要とする行為のみの研修を行う  
※ 医師及び看護師により問題ないと判断されるまで実施

(6月～7月)  
「基本研修」と「実地研修」を修了した者に修了証明書を交付  
※研修が修了支第、随時交付

## 既に特定の者の場合 (担当児童生徒が代わる時)

1 基本研修カリキュラム  
講義(8時間) 演習(1時間)  
※ 修了段階で筆記試験

(4月)  
2 実地研修  
担当する幼児児童生徒が必要とする行為のみの研修を行う  
※ 医師及び看護師により問題ないと判断されるまで実施

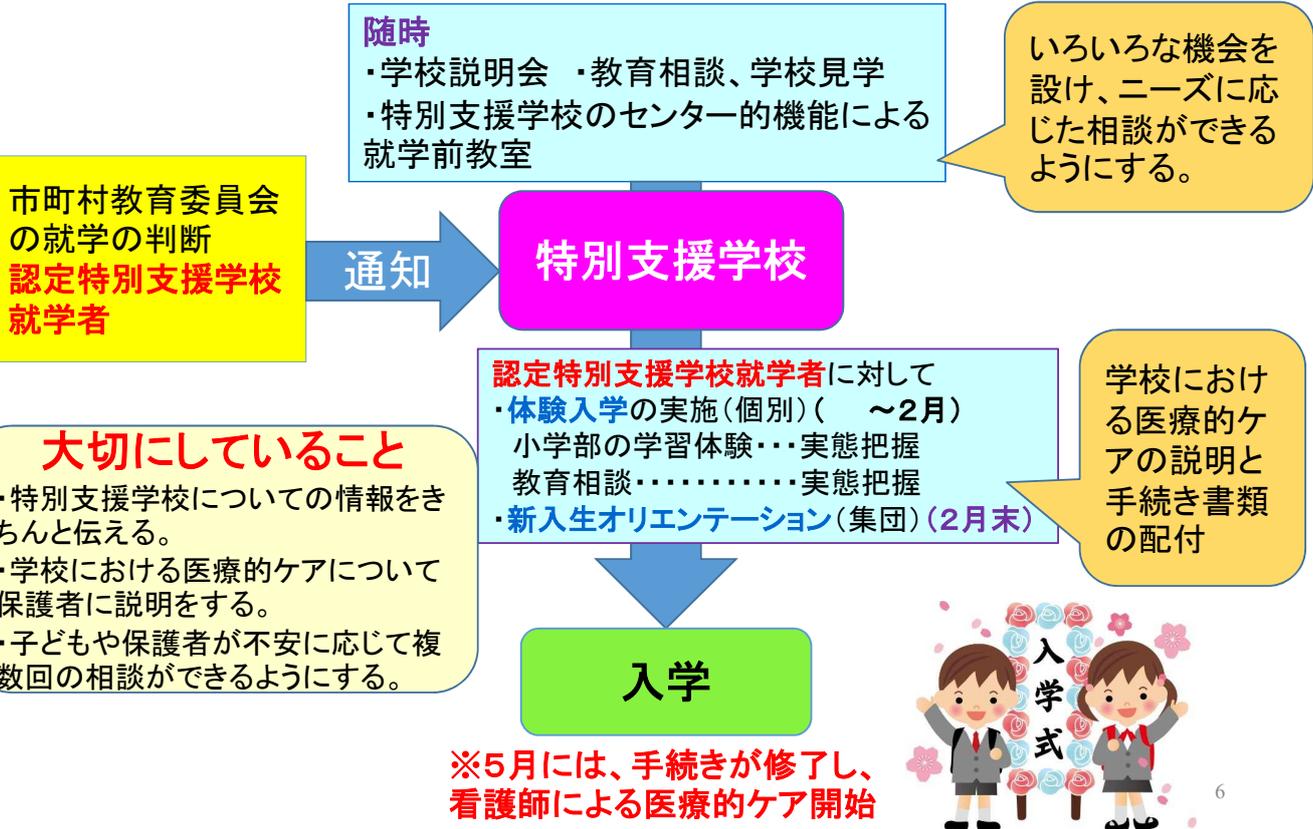
(5月)  
「基本研修」と「実地研修」を修了した者に修了証明書を交付  
※研修が修了支第、随時交付

※ 1度「基本研修」を修了した者は、次に医療的ケアを実施する場合、「基本研修」は免除となり、「実地研修」から開始する。

※ 実地研修については、研修者5名に対し、看護師が1名で対応することを基本とする。  
※ 実地研修は、医療的ケアを実施している特別支援学校を会場に実施する。  
※ 安全管理委員や緊急時の体制、器具等の衛生的な管理等の中で研修を実施する。

# 医療的ケアのある幼児の就学に向けた教育相談

## 【A支援学校の取組】



## 学校以外の学習での医療的ケアの体制について①

### 【学校以外の学習で医療的ケアが実施できる体制整備】

- ・出張できる看護師の雇用体系
- ・学校以外と学校に残る医療的ケアの実施が可能である体制整備  
特定の者(教員)との連携
- ・学校以外の学習の場での医療的ケアのマニュアルの整備



### 【看護師と教員の連携】

- 1 学校以外の学習について共有
  - ・職員会議、学部会、学年会等の会議へ看護師も参加
  - ・校内体制と校外での体制がとれるかの検討
- 2 医ケア対象児の担任との話し合い
  - ・児童生徒の参加が可能かどうか、保護者の意向の確認  
看護師の参加の仕方等

7

## 学校以外の学習での医療的ケアの体制について②

### 【現在の状況】

1. 常勤看護師が、同行し対応する。非常勤看護師は、同行不可としている。
2. 「登録特定行為事業者」登録をしている特別支援学校では、看護師と教師が連携し、体制を整えている。
3. 宿泊を伴う場合は、校長の判断により、指導医との連携を図る。保護者の付き添いをお願いするケースが多い。
4. 学校以外での学習を2学期以降に設定し、なるべく看護師が対応できる工夫をしている。
5. 児童生徒の主治医のいる医療機関より遠い学校以外での学習の場合、保護者に「診療情報提供表」をとってもらい、緊急時の対応に活用している学校もある。

8

## 医療的ケアで大切にしていること

- 安心安全な医療的ケアの実施の積み重ね
- 関係者、関係機関の連携の強化
- 保護者の負担を軽減

児童生徒の切れ目のない豊かな学び

児童生徒の将来の自立と社会参加

9



ふくしまから  
はじめよう。

Future From Fukushima.